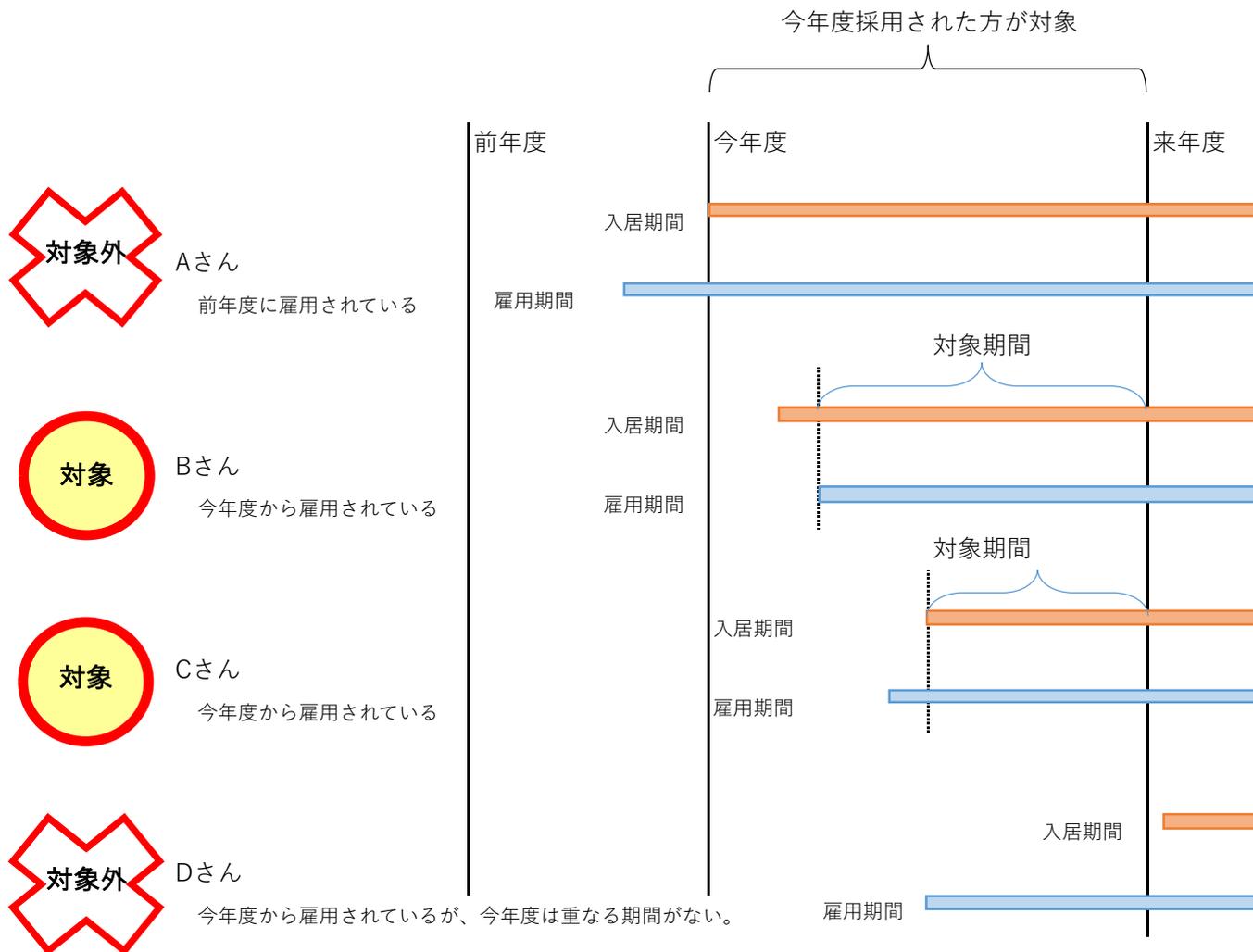


■住居費の対象期間について



※当年度に雇用した方のうち、当年度中の入居期間と雇用期間が重なっている期間が対象。

■住居費の計上について

住居費以外の取り組みを5万円以上実施した場合のみ、住居費は計上可能

補助対象額：上限30万円

5万円

事業所支出 合計

補助額：上限20万円

県から事業所への補助分

事業所負担分

補助率：2/3

○住居費の計算方法

例1 家賃6万円/月に1人で住んでいる場合

居住している外国人介護人材から徴収している分など、事業所が負担していない金額を除く



例2 家賃12万円/月に2人で住んでいる場合

居住している外国人介護人材から徴収している分など、事業所が負担していない金額を除く



(上限) 3万円 × 2人 = 6万円